

小規模保育事業の 認可・確認変更について 第3ひだまりの保育園

R3. 4. 1変更

第3ひだまりの保育園の定員変更数

現行

0歳児	1歳児	2歳児	合計
2	8	9	19



1増		1減	
----	--	----	--



令和3年4月1日以降

0歳児	1歳児	2歳児	合計
3	8	8	19

事由: 安定した利用者の確保及び1・2歳児の継続した保育を提供するために、
0歳児の枠を増加し、2歳児の枠を減少するもの

第3ひだまりの保育園 (和光市新倉3-5-28)

事業者:株式会社アイサニー 代表取締役 柴田 範之

小規模保育事業所 B型

定員:19人 (0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人)

認可・確認基準	確認状況
設 備	
<p>1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる施設 (1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は幼児1人につき3.3㎡以上</p>	<p>1 (適合) (1) 有り (2) 0歳児 3.3㎡×3人=9.90㎡ < 申請17.85㎡ 1歳児 3.3㎡×8人=26.40㎡ < 申請33.02㎡</p>
<p>2 満2歳以上の幼児を入所させる施設 (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(付近の代替場所を含む)、調理室、便所を設けること。 (2) 保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上 (3) 屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上</p>	<p>2 (適合) (1) 有り (2) 2歳児 1.98㎡×8人=15.84㎡ < 申請27.96㎡ (3) 3.3㎡×8人=26.40㎡ < 代替場所1267.00㎡ 代替場所:西本村さくら公園</p>
職 員	
<p>1 施設責任者を配置しているか</p>	<p>1 (適合) 施設長(専任)1人</p>
<p>2 保育士、嘱託医、調理員必置 ※調理業務委託又は搬入の場合は、調理員不要</p>	<p>2 (適合) 保育士常勤6人、非常勤4人、 嘱託医:和光小児科クリニック、嘱託歯科医:シーアイ池田歯科、 調理員2人</p>
<p>3 保育士の数 ・0歳児3人につき1人以上 ・1、2歳児6人につき1人以上 ※保育士の数は、上記区分に定める合計数に1を加えた数以上。</p>	<p>3 (適合) ・0歳児3人/3(3:1)=1.0人 ・1、2歳児16人/6(6:1)=2.7人 基準 1.0人+2.7人+1.0人=4.7人 < 申請9.5人 (うち常勤保育士6人常勤換算非常勤保育士3.5人)</p>
食 事	
<p>1 自園調理 ※一定の場合は、搬入施設からの搬入可</p>	<p>1 (適合) 調理室有・調理員1人以上 < 申請1.75人 (うち常勤調理員1人)</p>